

## ブラジルにおける雇用・労働問題の現状と課題

### 1. ブラジルの経済情勢

1980年代末から1990年代初頭にかけて2500%に達したブラジルのインフレは、1994年のリアル・プランによって終結した。現在のインフレは10%弱におさまっているが、経済成長は3%前後と低く、失業率も政府発表で13%台である。但し、輸出は好調で外貨準備も500億ドル台であり、IMFとのスタンバイクレジット協定の更新を断ったほどである。

### 2. 第2次ルーラ政権

2002年に台頭した労働者の党(PT)による初めての左翼政権は、相次ぐ大統領側近の腐敗事件の勃発にも拘らず、大統領自身は知らなかったこととされ、また前政権の経済路線を踏襲した結果、一定の成果を収めたこと、そして国民の大半を占める貧困者層に対する食料バスケットや子供を就学させた場合の最低給料1か月分の奨学金制度の実施等が効を奏し、2006年10月の総選挙で再選を果たした。今後の経済運営及び貧困者政策が注目される。

### 3. ブラジルの労働法及び労働裁判

1943年に、イタリアの労働章典をモデルにして制定されたブラジル労働統合法は、今日においても世界有数の労働者優遇措置を備えた法律である。大学の労働法の講義の冒頭で習うことは、「疑わしきは労働者の利益に」という、雇用主と労働者が裁判で争った場合、5分5分であれば弱者側に有利な判決が下されるというものである。同国においては、労働事件のみを扱う3審制の労働裁判所があり、年間約160万件の訴訟が提起されている。その半分は第一審において和解で決着がつくものの、第3審であるブラジリアの労働高等裁判所に持ち込まれる上訴案件も年間約25,000件あり、同裁判所の雰囲気は日本のそれとはかなり異質なものである。

争われる労働者の権利は、不当解雇に対する1か月分の賃金支払い請求、休暇に対する3分の1の割り増し請求、休暇を2年以上累積した場合の2倍支払い、時間外勤務の割り増し請求等、枚挙に暇がない。

労働問題は、外国からの進出企業にとって、見過ごすことのできないものとなっており、所謂ブラジル・コストの重要な部分を構成している。

現政権は労働者優遇措置をとらざるを得ないことから、労働問題のフレキシビリゼーションについては慎重な態度で対処しているが、企業にとっては、何らかの妥協を求めべく交渉中である。最近労働裁判提訴の前段階として、労組レベルで組織された仲裁委員会が機能し始めたことが、評価されている。

#### 4. 日本におけるブラジル日系人について

1980年代後半に始まった日系人の就労については、2005年12月現在でブラジル人が約30万人、ペルー人が約5万人、その他の中南米諸国からの人々の総数約1万人およびそれらの国に永住している日本国籍者、2重国籍者を合わせると約40万に近い人々が日本に住んでいる。ブラジル人に限定して言うと、茨城、群馬、栃木、長野といった北関東、東京、神奈川、千葉、と言った首都圏および愛知、静岡、三重、岐阜と言った東海地方に居住している。1万人以上居住している県が10県、所謂外国人集住都市が18市町である。

##### 4.1 日系人の就労問題について

彼らの多くは所謂3Kの仕事につくべく訪日したが、バブル崩壊後はその分野に限らず、サービス業、弁当工場等広い範囲で就職している。当初から存在する問題は、直接雇用と間接雇用、請負と派遣と言ったものであり、企業に直接雇用された正社員はほとんどいないのが現状である。本人の希望による社会保険未加入も大きな問題となっているが、当初は3年乃至5年で帰国するはずであったものが、10年以上滞在している者の数も増えてきている。2005年のルーラ大統領訪日の際、両国間で年金協定を検討することになったが、日本がこれまでに協定を締結した国々を見ると、アメリカ、フランス、ドイツ、韓国といったものであり、それらの国で働いている日本人を対象にしたものであって、日本で就労している外国人を念頭に置いたものではない。ブラジルとの間の協定締結には、まだ時間がかかるものと思われる。

子供たちの教育問題も深刻である。法務省の統計によると、5歳から14歳のブラジル国籍学齢児童の数は、約3万人と言われているが、日本の学校にも在日ブラジル人学校にも通っていない者が数千人乃至1万人近いとも言われている。それらの者の一部は非行予備軍を形成しているとも言われている。

また、最近マスコミに取り上げられているのは、静岡県を中心に発生している、ブラジル人を加害者とする犯罪事件であり、交通事故による過失傷害・致死が多く、また強盗殺人事件等も増加している。その多くは警察に逮捕される以前にブラジルへ帰国してしまうことから、被害者の家族等から、何らの有効な措置がとられることが望まれている。本件については、ブラジルは憲法の明文の規定として、自国民不引渡しの原則を採用していることから、犯罪引渡し協定の締結は考えられず、最近進行し始めたのは、ブラジル刑法の域外適用による代理処罰の制度の活用であるが、今後の推移が注目される。